

秋田市教育委員会
会 議 録

平成25年11月定例会

秋田市教育委員会平成25年11月定例会会議録

- 1 日 時 平成25年11月28日(木)
午後3時30分～午後4時55分
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 出席委員 委員長
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員 (教育長)
- 4 出席職員 教育次長
教育次長
総務課長
総務課参事
学校教育課長
学校教育課教職員室長
教育研究所長
スポーツ振興課長
文化振興室長
生涯学習室長
中央図書館明德館副館長
千秋美術館副館長
総務課長補佐
総務課副参事
学事課長補佐
学校教育課長補佐
学事課主席主査
総務課主査
総務課主査
総務課主査
総務課主事
生涯学習室主事

5 議 題

【付議案件】

- (1) 議案第29号 平成26年度教職員人事異動方針について

【協議事項】

- (1) 平成25年度「新成人のつどい」について

【教育長等の報告】

- (1) 平成25年11月補正予算(案)に関する件
(2) いじめ防止対策推進法に関わる本市の取組について

6 議 事 午後3時30分開会

【平成25年10月定例会会議録の承認】

平成25年10月定例会会議録について、異議がないため承認された。

【会議録署名委員の指名】

委員長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

【付議案件】

議案第29号 平成26年度教職員人事異動方針について

【非公開の議決】

委員長 議案第29号「平成26年度教職員人事異動方針」は、
人事に関する案件であることから、秘密会とし、日程の
最後に審議したいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により議決した。

【協議事項】

- (1) 平成25年度「新成人のつどい」について

委員長 協議事項(1)について、事務局から説明願う。

生涯学習室長 (資料に基づき説明)

委員 昨年も走らせたシャトルバスは、良いアイデアだと思う。今年度の発車場所は秋田駅ということだが、駅までの交通手段も含めて、充分周知をしないと、利用が厳しくなると思う。

帰路も秋田駅までになるのか。また、何人くらいの乗車数を想定していて、何台用意するのか。会場周辺が混雑するので遅滞なく運行してもらいたいが、現在の状況を教えてほしい。

生涯学習室長 周知の件についてだが、案内葉書を既に発送している。昨年度は、葉書発送時に具体的な運行時間が決まっていなかったため、シャトルバスを運行することだけを記載していた。今回は、発車時刻、発車場所を明記して、新成人には十分な周知をしている。台数については、昨年は大型バス2台を使用し市役所から市立体育館まで1台2往復ずつ、全部で4往復していた。今回は、秋田駅からの発車となり、昨年度の倍時間が掛かるため、バスを1台増やし、3台で1往復ずつ、3往復をする予定である。なお、約50人乗りの大型バスなので、150人の乗車が可能である。昨年度は、行きに4往復したが20数名の利用で、帰りは100名程度の利用があった。今年度は駅からの利用なので、昨年度よりもう少し行きの利用人数を増やしたい。帰りについては、3台ともほぼ満員になると予想している。

委員 帰路も秋田駅までか。

生涯学習室長 そのとおりである。

委員 シャトルバスを使った方が会場に送ってもらうより早ければ、皆使用するのではないか。警察との連携も必要になると思うが、優先レーンなどを設けて他の車が入れ

ないようにし、何往復もするような取扱いができないのか。

生涯学習室長 渋滞する場所は、国道7号線と八橋方面から市立体育館へ入る道路で、駐車場の直前が最も混雑する。体育館に送ってくる場合は、その道に入らずに7号線の向かい側で降ろした方が一番早いと思っている。バスについても、優先レーンは設けることができないので、駐車場に入らずに7号線の向かい側で降ろすことにしている。その場所までの運行であれば混雑せず比較的スムーズに来ることができる。不便を掛けるが混雑しない場所で降りてもらおうという対応にしたい。

委員 具体的な降車場所はどこか。

生涯学習室長 昨年度は、臨海十字路から市立体育館に向かって、体育館前の交差点から左折した工場群の入口で降りてもらった。今年度も同様の対応としたい。

委員 降車場所は、葉書に記載されているのか。

生涯学習室長 葉書には、市立体育館付近という記載のみで、詳しくは記載していないが、バスには、添乗員が同乗し、降車場所を案内することになっている。

委員 体育館に送ってくる車に対する降車場所の記載はないのか。

生涯学習室長 そのような記載はしていない。大変混雑して迷惑をかける場合があるので、充分時間に余裕を持って来ていただきたいということは記載している。

委員 既に葉書を発送済みのため無理だと思うが、中総体の開会式当日は、車乗り入れ禁止区域があった。同様に駐車場前の道路について、一般車は乗り入れ禁止にすれば、送ってくる方は会場周辺から離れた場所で降ろすので、かなり渋滞が緩和されると思う。

生涯学習室長 送ってくる車と、相乗りして駐車する車が来るため、なかなか区分けができない。ただし、駐車場に入った際

には、降ろすのか駐車するのを選別して、なるべく停滞しないように誘導している。

委員 当日の開場時間とバスの発車時間を教えてほしい。

生涯学習室長 開場時間は、11時半とし、昨年度から30分早め、なるべく入場者が集中しないようにしている。バスの発車時間は、秋田駅からの第1便が11時30分、第2便が11時45分、第3便が12時で、所要時間は約30分の予定である。それぞれ到着は、12時、12時15分、12時30分を予定している。

委員 過去の経緯があり、警察との協議や教育委員会職員の会場配置があると思うが、協議についてと配置人員数が分かれば教えてほしい。

生涯学習室長 警備については、秋田中央警察署と警備計画について打ち合わせ中である。12月上旬には策定する予定なので、警備計画については12月定例会でお知らせする。昨年の人員配置については、市職員が114名、交通指導隊と民間委託した駐車場整理員が合わせて32名、警察は30～40名程度であった。

委員長 昨年度の式典開始時の状況を見ると、一昨年よりは遅れて会場に入ってくる人が非常に少なくなって良くなったと思う。30分早めて11時半の開場ということだが、開始時間が午後であるため、寒い中会場に早くやってくるのか疑問を感じるところがある。シャトルバスについては、昨年度初の試みで利用者が少なかったが、今年度は11時半に開場し、バスは11時半に秋田駅を出発することから、会場にバスを使って向かう人が昨年より増えるのではないかと思う。昨年度は帰りの人数が多かったと思うが、その要因として市立体育館から二次会の会場に移動するため、バスを利用したのではないかという話を聞いた。そうであれば、帰りも秋田駅まで行くというのは分かるが、その途中でバス停に止まるなどの配慮

は考えているのか。

生涯学習室長

行き帰りともに、一般の停留所には止まれないため、途中下車は、市役所分館前だけである。昨年度、行きの人数が少なく、帰りが多い点については、行きは家族が送るが、帰りはそれぞれというのが一般的なようで、このことから帰りの人数が増えたと思われる。今年度についても、帰りは秋田駅まで行くので、ほぼ満員になるのではないかと思うが、行きにおいても昨年度より利用者を増やしたい。

※ 協議事項(1)については、以上のとおり終了した。

【教育長等の報告】

(1) 平成25年11月補正予算（案）に関する件

総務課長

(11月補正予算に関する概要を説明)

総務課参事

(11月補正予算に関する泉中学校突風被害への対応について説明)

委員

泉中学校のグラウンドについては、最近手直ししたと思うが、災害復旧事業の設計業務委託については、前の設計図書を使って原状回復を図れば済む話なのではないか。改めて設計するという事は、前とは別の設計を組むのか、また、更に強度を高める必要があるなどを想定して設計業務を委託したのかを教えてほしい。

総務課参事

泉中学校は、最近グラウンド整備を行ったが、内容はグラウンドの土を改良した工事である。その他の防球ネット等については手を加えていない。したがって、今回は被災した防球ネット・ネットフェンスの復旧、それにあわせてポールの強度を高める設計内容となっている。

委員

災害復旧については、国から補助が出るのか、全部市費での単独事業になるのか教えてほしい。

総務課参事 災害復旧は、国の補助を充用したいと考えており、補助率は3分の2である。国の査定官が来年1月30日、31日に来る予定となっており、その時点で補助の査定が行われる。制度上は、おおむね全体工事費の3分の2が補助になる。残りは起債が100%となる。

委員 6月までは、恐らくグラウンドの使い方が制限されると思うが、学校では、その点で留意していることがあるのか。また、授業で支障が出ていることがあるのか教えてほしい。

総務課参事 現在、グラウンドのほぼ中央付近は使える状況である。このあと、重機が入って工事をする場合以外は、グラウンド中央付近は使える状況である。また、春先にポールを立て込む際には、クレーン車等が入ってくるので、グラウンドの周囲に仮設の鉄板を敷くこととなる。この際は、学校と協議をしながら、他の施設を使ってもらうなどの対応をしていきたいと考えている。

(2) いじめ防止対策推進法に関わる本市の取組について

学校教育課長 (資料に基づき説明)

委員 昨年秋田市いじめ対策委員会が設置された後に、この法律が施行された。附属機関が法律施行前に設置されているため、調査や調整の権限をこれから持たせると聞いた。いじめ問題対策連絡協議会の設置については、地方公共団体による任意の設置とされているようだが、これに関する情報があれば教えてほしい。

学校教育課長 いじめ問題対策連絡協議会の目的は、関係機関との連携である。これについては、その意味を重要にとらえているので、来年度、いじめ問題対策連絡協議会の設置を進めていきたい。この連絡協議会は、県では昨年度、既に設置しているという状況も把握している。

委員 これは、秋田市で設置するのか。

学校教育課長 担当部局は各自治体の判断だが、市長部局とは教育委員会が担当になることを前提に既に協議を行っている。

委員 協議会を設置した場合、いじめ対策委員会との関係が分かりづらい気がする。

学校教育課長 いじめ対策委員会は、本市の取組や解決が困難な事例について具体的なアドバイスをいただいたり、必要に応じて調査、調整をしてもらうことになるが、いじめ問題対策連絡協議会は、警察・法務局などと、それぞれの情報を互いに交換する場であり、協議会で個別のいじめのケースについて解決に向けた話し合いをするものではない。

委員 以前、県内市町村の教育委員会会議でも話題に上がったが、この法律では、各学校にいじめ対策の機関、委員会を設置することになっており、条文上も専門家を加えることになっている。これについて学校に対し、どのように設置を進めていくのかなどの通知や指針は既に出しているのか。

学校教育課長 校内組織の設置についても、冬休み中に開催する学校説明会で教育委員会の基本方針案に記載し、学校に周知したいと考えている。内容としては、いじめのことに対応できる組織を常に置き、必要に応じて専門家等に入っただけよう願いますものになると思う。ただし、専門家といっても、全ての学校にお願いできるほど人材が多くいる状況ではない。各校にはスクールカウンセラーや心の教室相談員などの相談員等が既に配置されているが、国の説明会では、その相談員等の配置時間の中であれば、協議会における外部関係者として活用しても構わないと言われているので、その点も学校に伝えたいと思う。

委員 先ほど話した県内市町村の教育委員会会議では、条文

には専門家を入れなければならないと記載されており、専門家を各校で準備するのは非常に大変ではないかという話が出ていた。参議院における審議経過を見たところ、例示の規定であるようなことが記載されていた。例示でないとするならば各校に弁護士を置くのは無理だと思う。国の指針などがあると思うので、それらを参照して各校へ周知徹底してほしい。

学校教育課長

警察や弁護士、医師という表現は、例示であることは国から説明があった。ただし、いじめの事案や学校の取り組みの方針を決める時に外部の目が入るということは大切なことであるという主旨を伝えていく。

委員

皆さんが大変心配り目配りしている問題だと思うが、一番大事なのは未然防止である。推進法には、未然防止に関する記述がかなりあるが、対策委員会などが動き出すのは、実際に事が起こってからということが多くなると思う。それに対する取組を行っていると思うが、「重大事態への対処」という記載は、どの位のレベルからを考えているのか。例えば各校での様々なケースで尾を引いている問題、特に対策委員会での問題に関してはすべて重大事態である。その前段階で重大事態と認識するのは、校長先生や学校なのか、それとも教育委員会なのか、現在の認識を教えてほしい。

説明の内容を聞いてると、以前に、現在の教育委員会制度の在り方でも話したが、教育委員会の調査や対策委員会で調査したものに、首長が意見、調整などができるという点が、首長が権限をもつという教育委員会制度の案を先取りしている感じがしないわけでもない。事案が出てくると、臨機応変な対応をするしかないとは思いますが、内容では、その辺りも想定されているように思った。

また、推進法第2条第2項に、学校とは、学校教育法第1条に規定する小・中・高・中等教育学校および特別

支援学校で、幼稚園を除くということだが、美術大学附属高等学院も同じような扱いとなるのか。また、法律の施行は公布日から3か月となっていて、その後3年を目処とし必要な措置が講ぜられることになっているが、その基準日がいつになるのか教えてほしい。

学校教育課長

重大事態となる前の段階での対応について、国では、重大事態である、ないの判断の前にいじめを認知した場合、学校から教育委員会へ一報することになっている。それから、教育委員会で状況を把握して、いじめの対応等を一緒に考えながら進めていくので、どのレベルが重大事態かという基準を文章化することは難しい。明らかに生命に危険が迫っている状態や、大変悪質でいじめられた児童生徒が、いじめのために学校に行けなくなっている状態といった場合については、十分に検討しなければならないと思っている。

重大事態の対応における首長への報告についてだが、これについては、状況に応じて重大事態が発生して調査を進めている段階で情報を伝え、連携を密にし進めていくことが大事だと思っている。

施行日については、9月28日からになっているので、3年という場合は、その3年後の9月28日と捉えている。

専修学校については、法律上含まれていないが、秋田市のいじめ防止対策基本方針には市立学校として高等学院もその対象に入りたいと考えている。

委員

法律は公布日から起算するが、施行日から3年でいいのか。

学校教育課長

そのとおりである。

委員長

一番目に考えることは、冬休み中に説明会を開いて、年度内に学校におけるいじめ防止対策基本方針を作るところである。いじめ防止対策基本方針というのは、

ある程度は秋田市が作ったものを踏まえて、各学校で取りかかることができると思うが、例えば、いじめ防止対策基本方針の中で校内の組織の設置については触れるのか、触れないのかが見えない。もし触れるものだとすれば、「必要に応じて外部専門家等が参加する」と記載されている中の「必要に応じて」という基準が分からない。また、専門家の参加について、先ほども話があったが、個人名まで出てくるのか、それとも、臨床心理士、学校相談員などの職務上の肩書きで済むものなのか。年度内に作成するとすれば、細部までできないのではないか。ある程度大枠を年度内に作って、来年度以降、詰めていく作業になるのか教えてほしい。

学校教育課長 学校のいじめ防止対策基本方針については、学校の組織も当然含まれるものと考えている。また、必要に応じてというのは、各学校が必要がないから入れなくてもいいということではなく、学校のいじめ対策委員会において、年度当初に今年度の計画を練る段階や個別の事案が出た場合などが、必要に応じた場合になると思う。そのため、外部専門家を依頼することは、各学校でやらなければならないことになる。

委員長 現在、各学校にあるいじめ対策委員会などが発展的に整備されていくと考えてよいか。

学校教育課長 そのような取扱いをしても問題はない。生徒指導部会や教育相談部会に、いじめ対策委員会としての意味を持たせることもできるが、いじめ対策となれば、必要に応じて専門家や管理職が当然加わってくると思う。

【その他、事務局から】

(1) 12月の教育委員会関連行事予定について

総務課長 (12月の行事予定について、資料に基づき報告)

(2) 学校給食異物混入について

学事課長補佐 10月9日から11月1日にかけて相次いで発生した4件の異物混入事案について、教育委員会が行った対応を含めて報告する。事案の概要は、10月9日に港北小学校におけるセルフドックの焼きそばパンに金属タワシの一部が混入していた事案。10月24日に高清水小学校におけるパンに裁縫用の縫い針が混入していた事案。10月25日に中通小学校における冷凍食品のメンチカツの中に昆虫が混入していた事案。11月1日に飯島小学校における山菜井の中に針金が混入していた事案が相次いで発生した。

教育委員会では、最初の事案の発生を受けて、10月15日に全小中学校の校長を始め、栄養教諭や学校栄養職員を対象に「学校給食担当者緊急会議」を開催し、衛生管理体制や日常点検について改めて確認するよう要請したが、残念ながら、その後も3件の異物混入の報告があった。そうしたことから、11月7日に栄養教諭や学校栄養職員、給食調理員を対象とした「学校給食調理員等緊急会議」を開催し、異物混入を防ぐ調理作業として、適切な調理器具の取扱いや調理手順、食材の再確認について説明したほか、各学校へ学校給食の食材を調達している一般財団法人秋田市学校給食会が納入業者に対して行った取組等を説明していただいている。その説明会にあたり、高清水小学校の事案を除き、事案を個々に分析すると、食材供給業者と調理員の努力で防ぐことができたのではないかと考え、食材が届くまでの過程での異物混入の防止、給食調理場の役割となる検収時の水際での防止、調理の過程での異物混入の防止について、今後の対応策等を説明した。食材が届くまでの過程での異物混入の防止については、秋田市学校給食会で、給食の食材の納入業者に対して、金属探知機の有無を確認するなどして、導入に向けた協力を訴えていく。また、食材を給食会へ納入する登録業者が取引している製造業者を訪問し、従業員を含めた現場での異物混入対策やそれに

対する取組等について確認するといった取組を行うと聞いている。給食調理場の役割となる検収時の水際での防止、調理過程における異物混入の防止については、異物混入を防ぐ調理作業として、「持ち込ませない」「発生させない」「混入させない」「取り除く」の四原則を徹底するということで、調理場におけるチェック体制の強化を図ったところである。また、教育委員会ですぐ対応できることとして、金属タワシは、使用中に帯状の金属が外れることが想定されるので、異物混入対策用のタワシの使用や、調理する際に使用するビニール手袋を透明なものから青色のビニール手袋への変更を働きかけ、サンプルを各調理場へ配付したところである。

こうした対応策を講じた矢先、昨日、新たに八橋小学校において異物混入の事案が発生したので、この事案について報告する。発生日時は11月27日午後0時25分頃、5年生の教室で、児童が給食のおかずである八宝菜を3分の2程度盛りつけしていたところ、盛りつけしていた児童が、ボウル内に1.7cm程度の金属ネジが浮いているのを発見した。盛りつけ中に発見したため、八宝菜を食べた児童はいなかった。学校の対応は、全校放送により八宝菜を食べないように全学級に指示するとともに、直ちに給食調理場の使用調理器具の点検を行ったが、異常はなかった。点検と同時に教育委員会へ報告している。教育委員会の対応は、連絡を受け、職員3名を学校へ派遣し、混入経路等の調査にあたった。調査したところ、金属ネジが児童用いすのネジに似ていることから、製造業者へ確認するなどしてその特定を進めている。その他混入経路等については、現在調査中である。

昨日の事案を受け、教育委員会としては、給食における管理体制について再度周知するため、29日午後4時から、全小・中学校の校長、栄養教諭、学校栄養職員等を対象に「学校給食担当者等緊急会議」を開催し、異物混入の再発防止を図りたい。会議では、先ほど話した食材が届くまでの異物混入の防止策、給食調理場の役割となる検収も含め

た調理過程における異物混入の防止の確認、これらに加えて、調理後の給食が児童生徒に配膳されるまでの異物混入の防止策について、各校の校長等とともに協議していききたいと考えている。教育委員会としては、今後も安心・安全な学校給食が提供できるよう学校や給食会などの給食関係者とともに万全を期していききたい。

(3) 秋田市立秋田商業高等学校の管理規則について

学事課長補佐 前回の定例会「秋田商業高等学校管理規則の一部改正」の審議の中で、委員から質問のあった「不在代決における重要・異例とはどういうことを想定しているのかなど」について回答する。管理規則上、特に定めていないが、事前に校長から代決できる事項として指示を受けているものについては代決することができるもので、例えば、教職員の年次休暇の承認や日常の教育活動に関する事項等のことである。代決できない重要又は異例に属する事項としては、生徒の入学卒業の認定や、人事に関する事項等である。こういったものについては、校長が戻るのを待って決裁することとなる。

【その他、委員から】

委員 LINEなどでいろいろ問題になっている事案が、それぞれの学校で少なからずあるようであるが、子どもの使い方を言う前に親の使い方について言うべきではないかというPTA関係者など保護者が最近非常に目に付く気がする。プライベートな問題なので、教育委員会として何か言うべき事案ではないと思うが、ソーシャルネットワークの使い方を親と子どもと一緒に考える必要がある。友だちの悪口や又聞きしたことを書かない、個人的な話を公にしないなどのことが、子どもも大人も最近感覚が鈍くなっている。分かっているはずのことが分からないという世の中になり

つつあるので、そういうことを子どもに伝えることと同時に、家族で話し合うなどの機会を学校側でも設けてもらいたい。また、親が基本となるべき使い方についても、広めていけるようにしてほしい。

生涯学習室長 個人的な部分、あるいは団体としての役割といった部分もあると思うが、そういった声があったことを市P連事務局を通して、幹部に伝えていきたいと思う。

委員長 学校訪問等で小規模校に行くと、スポ少の人数が集まらず、人数が減ってきているという話を耳にする。一部では、小学1年生からスポ少に参加し、活動時間や練習内容などが軽減されず、非常に辛い思いをしたために続けることができないという事例を耳にしたりする。低学年からスポ少に入って活動しているケースがどれくらいあるのか。また、そういう子ども達は低学年なりの活動に関する配慮がされているのかを教えてください。

7年後の東京オリンピックが決まったが、秋田市から江畑さんや深瀬さんの後続くオリンピック選手が出てほしいと思っている。秋田市の体育館などの競技施設を練習場として確保できなかつたり、探したりしているなど、大変苦勞しているクラブやチームがあると思う。使われていなかったり、空きがあるなどの状態であれば、そういう活動をしているクラブやチームに貸すことはできないか。

スポーツ振興課長 スポ少の件については、学年別には出ていないが、小学校1～3年生までは、24年度は745名が在籍している。全体の人数が7,374名おり、10.1%ほどの低学年が参加している。活動内容については各団で違うようである。教育委員会としては、団の活動基準の中で練習等が実施されるものと考えているが、そのような現状があれば、市のスポーツ少年団に、低学年の児童の練習時間については配慮していただくようお願いしたいと思う。

練習場の件については、公共システムの予約案内システ

ム、あるいは大きな大会は前年度にスケジュール会議等で決定しているので、現状とすると、市中心部の施設のスケジュールは詰まっている状況である。なるべく地域の学校で行っている学校開放において施設を使ってほしいと思うが、そちらの現状も団体登録がいっぱいである。様々なスケジュール調整を行っても難しい状況が続いているが、なるべく利用者の中で譲り合いながら使えるように、申請団体等に働きかけていきたいと思う。公平に使ってもらえれば良いが、現状をご理解いただきたい。

委員長 平日も全て埋まっているのか。

スポーツ振興課長 平日の日中であれば空いているが、夕方以降はすべて埋まっている状況である。

委員 補正予算の中で明德館のペレットボイラー導入事業は、大変面白くてユニークだと思う。現在灯油を使っているということだが、コストはかなり軽減されるものなのか。また、ペレットは、昔の薪ストーブと同様に燃料を注入する人が必要で、結構な手間が掛かり大変だと思うが、それについても教えてほしい。

総務課長 コストは現段階では灯油と同じ位である。灯油は値上がりしてきているが、ペレットは一定の価格であり、現在の見込みでは、材料としてのコストはペレットのほうが少し安くなる試算である。燃料の補給については、屋外にペレットを入れる大きなタンクがあり、月1、2回業者がタンクにペレットを大量に入れることになっている。また、ペレットの灰は、ペレットのおよそ10分の1程度発生するが、業者が灰を一緒に回収するため、特に職員の負担はないと聞いている。

総務課長補佐 タンクは約5トンから7トン入る大きさである。環境部の話では、月に2回程度の補給でまかなえると試算している。

【その他、今後の日程についての報告】

総務課長補佐 教育委員会12月定例会は、12月26日(木)午後3時
30分からを予定している。

【付議案件】

議案第29号 平成26年度教職員人事異動方針について

(議案第29号は、秘密会のため、秋田市教育委員会会議規則第23条の規定
に基づき、会議録に記載しない。)

午後4時55分閉会

以 上